吉田北中学校「学校いじめ防止基本方針」

いじめ防止対策推進法

鹿児島県教育委員会の基本方針

鹿児島市教育委員会の基本方針

いじめ問題に対しての基本的な理念

本校では，すべての生徒がいじめを行わず，及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように，いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として，いじめの防止等のための対策を行う。

いじめの定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法　第２条）

いじめの防止等の対策のための組織**「いじめ対策委員会」**

＜構成員＞

学校長，教頭，生徒指導主任，各学年生徒指導担当，養護教諭

（以上，生徒指導委員会構成員を兼ねる），スクールカウンセラー

＜活動＞

① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査，教育相談など）
② いじめ防止に関すること
③ いじめ事案に対する対応に関すること
④ いじめが心身に及ぼす影響など考慮し生徒の理解を深めること
⑤ いじめ防止基本方針の点検・見直し

＜開催＞

毎週開催の生徒指導委員会の中で開催（事案の発生時は緊急に開催）

PTA との連携
運営協議会
学級 PTA
PTA 総会
学校保健委員会

道徳との関連
B-(6)　思いやり，感謝
B-(8)　友情，信頼
B-(9)　相互理解，寛容
C-(11) 公正，公平，社会正義
C-(13) 勤労
C-(15) よりよい学校生活，集団生活の充実

関係機関との連携

小学校
学校運営協議会
民生児童委員会
SC，SC（文），SSW
市教委
児童生徒支援課
227-1971
フレンドシップ長田
226-3868
教育センター教育
相談係　294-2311
ﾎｯﾄﾗｲﾝ
0120-783-574

その他外部団体
あいご会

学　校　の　取　組

○　学校におけるいじめの防止

（ア）学校の基本的な理念を重視し，行為をさせない，見過ごさない等，組織的に取り組む。
（学校いじめ防止基本方針チェックリスト　　いじめ対策必携）

（イ）生徒の豊かな情操と道徳心を培い，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動などの充実を図る。

（ウ）保護者及び地域住民やその他の関係者との連携を図り，いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動（生徒会活動，地域ボランティア活動など）に対する支援を行う。（ホームページでの公表）

（エ）いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発，道徳，学級活動などの時間の充実を図る。

○　ＳＮＳを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように，必要な啓発活動として，外部講師を招き，インターネットや携帯電話の情報モラル研修会などを行う。

○　いじめの早期発見のための措置

（ア）いじめ調査等の実施

いじめを早期に発見するため，生徒に対して学校生活に関するアンケートを毎月実施する。それにともなう教育相談を年２回（５月，１１月）実施する。また必要に応じて，適時アンケート調査を実施する。

（イ）いじめの相談の体制づくり

生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるように相談体制の整備を行う。

① スクールカウンセラーの活用
② 全職員による相談窓口（担任，学年を問わず相談できる雰囲気づくり）

（ウ）いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し，いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

○　いじめに対する措置・対応

（ア）いじめに係る相談を受けた場合は，すみやかに事実の有無の確認を行う。

（イ）いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめをうけた生徒・保護者に対する支援と，いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

（ウ）いじめを受けた生徒などが安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは，保護者と連携を取りながら，一定期間，別室などにおいて学習を行わせる措置を講ずる。

（エ）いじめの関係者間における争いを生じさせないよう，いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

（オ）犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び所轄警察署などと連携して対処する。

いじめ問題への対応のフロー図

【いじめの把握】

○いじめアンケート調査による把握
○周囲の生徒からの情報
○関係機関、地域住民等からの通報
○いじめを受けた本人（又は保護者）からの訴え
○教職員の観察による発見
○その他

【初期対応】

○発見者（把握者）
↓<情報提供>
○関係学年代表、学級担任等
↓<事実確認、指導>
○関係生徒への事実確認及び指導
↓<情報提供>
○いじめ対策委員会

【いじめの報告】

○発見者（把握者）
↓<報告>
○生徒指導主任（マネージャー）→<調査の指示>
↓<報告>↑<指示>
○教頭（アドバイザー）
↓<報告>↑<指示>
○校長（リーダー）
↓<召集>
○いじめ対策委員会

【いじめ対策委員会の召集】

○事実関係の解明　○指導方針の確認　○個別指導の検討　○役割分担の協議
○対応チームの編成　○関係機関との連携　○全教職員による共通理解の形成

【いじめの解消】

○いじめを受けた生徒への対応○いじめを行った生徒への対応
○周囲の生徒への対応○保護者への対応
○教育委員会への報告（指導助言やいじめ早期対応チームの要請）
○関係機関への相談（児童相談所、スクールソーシャルワーカー、各種相談室等）

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周りにいる生徒
生徒	・徹底して守り通す。 ・関係機関等と連携を図り、最善の手立てにより早期解消を図る。 ・心のケアに努め、自尊感情を高める。 ・安全確保のための巡視体制を強化する。	・他人の人権を侵す行為であることを気付かせ、他人の痛みを理解させる。 ・いじめは人間として絶対に許されない行為であることを自覚させる。 ・不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。	・自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせることの大切さに気付かせる。 ・いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為も許されないことに気付かせる。 ・みんなの力でいじめをなくし、よりよい生活をつくることの大切さを自覚させる。
保護者	・いじめ発生に対する謝罪及び事実経過の説明をする。 ・今後の指導の方針及び具体的な手立てについて説明する。	・事実経過の説明をして、家庭における指導を要請する。 ・いじめられている生徒及び保護者への謝罪に立ち会い、仲介する。	・個人情報の内容や保護者の意向を確認の上、教育的配慮の下、学級懇談会等で事実経過について説明する。

【再発防止に向けた取組】
（*いじめ対策委員会において検討）

○原因の詳細な分析
・事実の整理、指導方針の再確認
・外部専門家チームによる助言
○学校体制の改善・充実
・生徒指導体制の点検・改善
・教育相談体制の強化（スクールカウンセラーの派遣要請等）
・校内研修の充実〔生徒理解研修、事例研究等〕

○教育内容及び方法の改善・充実
・学年、学級経営の見直し（心の居場所づくり、人間関係づくり、信頼感の醸成）
・豊かな心を育てる指導の充実（学級活動、道徳の時間、集団活動、体験活動等）
・授業改善（魅力があり分かる授業、認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導）

○家庭、地域との連携強化
・積極的な情報提供（教育方針、教育活動の公開）
・開かれた学校評価の推進（アンケート、学校関係者評価、結果の公表等）
・保護者懇談会等の実施
・ＰＴＡ活動の活性化
・ＰＴＡ活動や地域行事への積極的な参加